

# 令和3年度旭川市農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日 令和3年4月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 32名  

1番・湯浅 光二	2番・鹿野 直子	4番・山村 志保子	5番・清水 利秋
7番・香川 三四郎	8番・外川 守	9番・鷺尾 勲	10番・山田 孝
11番・佐藤 慎二	12番・請川 幹恭	13番・北原 浩美	14番・島田 正明
15番・中原 俊一	16番・秦 真一	17番・柿木 和恵	18番・鈴木 剛
19番・川上 和幸	20番・宮嶋 睦子	21番・一宮 敏昭	22番・滝川 岳雪
24番・楠 栄	25番・米田 満	26番・橋本 幸博	27番・平 克洋
28番・市田 敏行	29番・田口 一昌	30番・幅崎 勝良	31番・高倉 伸淳
32番・石尾 卓也	33番・加藤 孝志	34番・浅沼 博実	35番・佐藤 博則
- 5 欠席委員 3番・石坂 昇 6番・笹田 文彦 23番・松木 一幸  
36番・只石 博幸 37番・前田 靖雄
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹  
北田主査 稲葉主査 長根主査  
石山主任 須賀主任 荒主任  
遠藤主任 武田主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 5番・清水 利秋 7番・香川 三四郎
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
  - (2) 議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
  - (3) 議案第3号 令和3年度旭川市農業委員会活動計画の策定について
  - (4) 議案第4号 旭川市農業委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
  - (5) 議案第5号 旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程の一部を改正する訓令の制定について
  - (6) 議案第6号 旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

- (7) 議案第7号 農地部会審議及び報告案件の一部の農政部会移行及び両部会の同時刻開会の変更について
- (8) 報告第1号 令和2年度旭川市農業委員会活動報告について
- (9) 報告第2号 令和3年度旭川市農業委員会予算について
- (10) 報告第3号 押印見直しに伴う各種事務処理要領の一部改正について

## 10 議事録本紙

○議長（鈴木 剛） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第1回総会を開催いたします。

本日の出席委員は32名でございます。総会規則第8条の規定に基づき本会は成立しております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（野谷 局長） 事務局

それでは御報告申し上げます。

本日の総会に議席番号3番石坂委員、6番笹田委員、23番松木委員、36番只石委員、37番前田委員から、欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号5番清水委員、議席番号7番香川委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

---

○議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」および日程第2議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を一括して上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。

日程第1議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」および日程第2議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を一括して御説明いたします。

本件は毎年度、農業委員会の事務実施状況を公表するために作成するものであり、農業委員会法で定められたものであります。

最初に議案の1ページおよび議案補足資料の1ページから8ページを御覧ください。

本件の内容は令和2年度第1回総会で了承されました、旭川市農業委員会としての令和2年度の目標と活動計画に対する点検と評価を行うものです。

項目が多いため、特筆すべき項目だけを説明いたします。議案補足資料の4ページ、遊休農地に関する措置の2 令和2年度の目標および実績を御覧ください。

令和2年度は遊休農地が4.7ha 解消されております。市内では遊休農地が0.9ha を残すだけとなり、その遊休農地も所有者不明農地ですので、中間管理事業を活用し、新たな担い手への権利設定の準備を進めているところであります。

続いて、議案の3ページおよび議案補足資料の9ページから11ページを御覧ください。

本件は農業委員会としての今年度の目標と活動計画を作成するものであります。

項目が多いため、詳細の説明は省略いたしますが、内容は昨年改定した農地等利用最適化指針に基づき、利用集積、新規参入、遊休農地解消の目標を示したものとなっております。

ここで、改めて議案補足資料の1ページおよび9ページを御覧ください。農業委員会の状況で色をつけた部分の項目が空欄となっております。

本来であれば、3月中に発表される予定であった2020年農林業センサスの確報値が入りますが、まだ発表されていないため、空欄のまま資料として提出いたしました。

農林業センサスの確報値は統計に基づいて発表されるものであり、農業委員会としての意思を反映させられるものではないことから、確報値が発表され次第、その内容を反映させた資料を後日改めて配付したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第1号および第2号について、審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第1号および第2号について「異議なし」と認め、決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「令和3年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（武田主任）

事務局。

日程第3議案第3号「令和3年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を御説明いたします。議案の5ページおよび議案補足資料の13ページを御覧ください。

本件は昨年改定しました旭川市農業委員会の活動要綱および農地等利用最適化指針に基づき、その具体的な年次計画として、毎年度独自に定めているものであります。

内容としては、新型コロナウイルス感染症拡大による農業への影響を念頭に置きつつも、農業委員会としての責務を全うしていくという、従来からの方向性に変更はありませんので、個別の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛）

ただいま、事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（鈴木 剛）

発言がありませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛）

続きまして、日程第4議案第4号「旭川市農業委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について」および日程第5議案第5号「旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹）

事務局。

日程第4議案第4号「旭川市農業委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について」および日程第5議案第5号「旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して御説明いたします。議案の7ページおよび9ページ、議案補足資料の15ページから18ページを御覧ください。

本件は4月1日に開始されました押印見直しに伴い、規程の改正が必要になったものであります。

主な改正内容としましては、議案補足資料にありますように申出者の押印箇所を廃止したこと、氏名欄に署名をした場合には押印が省略できるという注意書きの文言を削除したことが挙げられますが、規程の趣旨に変更はございません。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま、事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案4号および第5号について「異議なし」と認め、決定をいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。  
日程第6議案第6号「旭川市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を御説明いたします。議案の11ページおよび議案補足資料の19ページを御覧ください。

本件は一昨年に全国で発生した農業委員の不祥事を受けて、全国農業委員会会長代表者集会において決議された、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせに関するものです。

北海道農業会議からは毎年度、各農業委員会で決議を行い、内容を議事録に残して公表するように求められていることから、本総会において本年度の決議をするものであり、決議内容につきましては、議案補足資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第6号について「異議なし」と認め、決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第7議案第7号「農地部会審議及び報告案件の一部の農政部会移行及び両部会の同時刻開会の変更について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。  
日程第7議案第7号「農地部会審議及び報告案件の一部の農政部会移行及び両部会の同時刻開会の変更について」を御説明いたします。議案の13

ページおよび議案補足資料の21ページを御覧ください。

現在の農地，農政両部会の審議体制は主に市街化区域内の案件を農政部会所管，市街化区域外の案件を農地部会所管としております。

しかし，両部会の開会回数，審議時間，議案数に差が生じていることから，農地部会案件の一部を農政部会に移行することで，農政部会の充実を図りたいと考えております。

移行する案件は，旭川農業振興地域整備計画の審議のほか，農地所有適格法人および農地所有適格法人以外の者の報告となります。

また，事務局体制の変更により，今後は両部会で説明を行わなければならない職員が出てくることから，両部会の同時刻開会を改め，農政部会を先に開会し，その30分後を目途として農地部会を開会したいと考えております。

○議長（鈴木 剛） ただいま，事務局から説明がありました，御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので，議案第7号について「異議なし」と認め，決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 引き続き，報告案件について進めてまいります。  
日程第8報告第1号「令和2年度旭川市農業委員会活動報告について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任） 事務局。  
日程第8報告第1号「令和2年度旭川市農業委員会活動報告について」を御説明いたします。議案の15ページおよび議案補足資料の23ページから25ページを御覧ください。  
本件は昨年度策定した活動計画の報告であります。大部分の項目で計画に沿った活動を行うことができましたが，新型コロナウイルス感染症の拡大により，移動や会議への出席が制限されたため，要望活動，委員研修，視察研修が中止となりました。  
その他は活動実績に伴う数値を記載しておりますので御確認ください。  
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました，御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、報告第1号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第9報告第2号「令和3年度旭川市農業委員会予算について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。  
日程第9報告第2号「令和3年度旭川市農業委員会予算について」を御説明いたします。議案の17ページおよび議案補足資料の27ページを御覧ください。

前年度と比較して、歳入は182,000円増の22,281,000円、歳出は27,000円増の37,711,000円となっております。歳入と歳出の差額15,430,000円は市費が充てられることとなります。

なお、視察研修の実施に影響する旅費ですが、前年比105,000円増となっております。これは昨年度、単価が低い道内視察で予算計上していたことの反動によるものであり、今年度は視察人数を全体の3割にまで絞った上での道外視察として予算計上しておりますので、実質的には視察の規模は縮小となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員（浅沼 博実） 34番浅沼です。  
先程、農業委員会交付金の説明がありましたが、令和2年度予算では953万円で、今年度が1,043万円です。  
これは交付金の見直しがあつて増額になっているのでしょうか。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。  
農業委員会交付金については、様々な項目から計算されているものであります。  
その中で一番大きな要素は利用集積の数値ですが、これが10%単位でポイント制になっておりまして、1%、2%変わるだけで相当影響があるものですから、今回は増額という形になったものであり、補助金自体の見直しがあつたわけではありません。  
以上でございます。

○委員（浅沼 博実） はい。わかりました。

○議長（鈴木 剛） 他に御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので，報告第2号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に日程第10報告第3号「押印見直しに伴う各種事務処理要領の一部改正について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。  
日程第10報告第3号「押印見直しに伴う各種事務処理要領の一部改正について」を御説明いたします。議案の19ページおよび議案補足資料の29ページを御覧ください。

議案第4号および第5号でも御説明いたしましたが，4月1日からの押印見直しにより，多くの事務処理要領でも改正を行いました。

大部分は申出者の押印箇所を廃止したこと，氏名欄に署名をした場合には押印が省略できるという注意書きの文言を削除したことであり，要領の趣旨に変更はございません。

しかし，この度の押印廃止に伴い，本人確認事務処理要領を制定し，不正な申請を未然に防ぐ取り組みも併せて進めております。

具体的には本人確認では，申請者および委任者に対し，本人確認書類の提出を求める方法を採用しています。本人確認書類の種類は議案補足資料の30ページに記載してありますので，御確認ください。

また，全ての書類の押印を廃止したわけではなく，農地の売買金額や賃借料額変更，和解内容の決定といったものは押印を継続して求めていくこととしております。

しかし，この資料作成後も国から新たな押印見直し案が示されておりますので，今後の動向も踏まえながら，引き続き押印見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので，報告第3号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 以上で，本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第1回総会を閉会いたします。